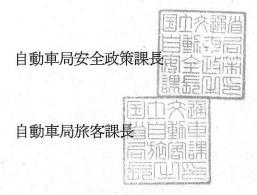


国自安第125号の2 国自旅第177号の2 平成26年9月18日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿



南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく 対策計画の作成について

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)(以下「法」という。)第3条第1項の南海トラフ地震防災対策推進地域が指定され(平成26年3月31日付内閣府告示第21号)(別紙1参照)、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に南海トラフ地震防災対策計画を作成すべき事業者が示されました。また、南海トラフ地震の津波により水深30cm以上の浸水想定区域が存する防災対策地域が消防庁より示されたところです(別紙2参照)。

つきましては、法第7条第1項から第6項までの規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成15年政令第324号)第3条第12号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下「事業者」という。)が行わなければならない対策計画の作成及び届出(法第8条第1項に基づき、運行管理規程に法第7条第4項の事項を定めた部分(以下「南海トラフ地震防災規程」という。)の作成及び届出を行う場合を含む。)については、下記のとおりとしますので、貴協会傘下事業者に対し周知徹底をお願いいたします。

記

## 1. 対策計画または南海トラフ地震防災規程の作成

南海トラフ地震防災対策推進地域内で、都府県知事が設定する津波浸水想定において、水深30cm以上の浸水が想定される区域(以下「浸水想定区域」という。なお、浸水想定区域の詳細については、都府県へ確認されたい。)に営業所を有する事業者については、関係都府県の防災担当部局の指導に従って対策計画または南海トラフ地震防災規程(以下「対策計画等」とい

## う。)を作成すること。

対策計画の作成に際しては、国土交通省及び関係の地方防災会議等が定める地震防災強 化計画との整合性を確保すること。

なお、運行管理規程のモデルについては別添を参照すること。また、浸水想定区域に営業所が存在しない事業者は対策計画等を作成する義務はないが、浸水想定区域を通過する路線を有する事業者については、対策計画等に準じ、当該路線に関し、情報の収集・伝達、乗務員への指示、旅客への広報及びこれらに係る従業員の教育・訓練等について、地震発生後の対応に遺漏のないよう必要な計画を作成しておくこと。

## 2. 対策計画等の届出

- ・ 南海トラフ地震防災対策計画を策定した一般乗合旅客自動車運送事業者については、当 該計画を都府県知事に届出させるとともに、その写しを市町村長へ送付させること。
- ・ 南海トラフ地震防災規程を策定した一般乗合旅客自動車運送事業者については、当該規 程の写しを市町村長へ送付させること。
- ・ 上記届出等は、平成26年9月29日までに行わせること

# 別紙1

### 〇 内閣府告示 第二十一号

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)第三条第一項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域を次のとおり指定したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

	南海トラフ地震防災対策推進地域				
都府 県名	区域				
茨城県	水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町及び那珂郡の区域				
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、   いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、   同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町及び安房郡の区域				
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の区域				
神奈川県	横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡、高座郡、中郡、足柄上郡及び足柄下郡の区域				
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡及び南都留郡の区域				
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、南佐久郡川上村、同郡 南牧村、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曽郡上松町、同郡南木曽町、同郡大 桑村及び同郡木曽町の区域				
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡の区域				
静岡県	全域				
愛知県	全域				
三重県	全域				
滋賀県	全域				
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南 丹市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡の区域				
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡、豊能郡豊能町、泉北郡、泉南郡及び南河内郡の区域				
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡及び揖保郡の区域				
奈良県	全域				
和歌山 県	全域				
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐   市、浅口市、和気郡、都窪郡、浅口郡及び小田郡の区域				

広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、		
	廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡及び豊田郡の区域		
山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山		
	陽小野田市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡の区域		
徳島県	全域		
香川県	全域		
愛媛県	全域		
高知県	全域		
福岡県	北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町及び同郡築上町の		
熊本県	宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、球磨郡多良木町、		
	同郡湯前町、同郡水上村、同郡あさぎり町及び天草郡の区域		
大分県	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、		
	杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡、速見郡及び玖珠郡		
	九重町の区域		
宮崎県	全域		
鹿児島	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内		
県	市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美		
	市、南九州市、伊佐市、姶良市、鹿児島郡、薩摩郡、出水郡、姶良郡、曽於郡、		
	肝属郡、熊毛郡及び大島郡の区域		
沖縄県	名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、同		
	郡東村、島尻郡与那原町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡南大東村、同		
	郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡八重瀬町及び宮古郡の区域		
備考 この表に掲げる区域は、平成二十六年三月二十八日における行政区画その他の			
区域	区域によって表示されたものとする。		

# 別紙2

# ○ 南海トラフ地震の津波により水深30cm以上の浸水想定区域が存する防災対策推進地域

	トプノ地层の洋波により小沫300m以上の浸水忠定区域が任する防災対東推進地
都府 県名	区域
茨城県	水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町、 那珂郡東海村
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、   いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、   同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町、安房郡鋸南町
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄下郡真鶴町、同郡湯河原町
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、榛原郡吉田町
愛知県	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、大府市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡大治町、同郡蟹江町、同郡飛島村、知多郡阿久比町、知多郡東浦町、知多郡南知多町、知多郡美浜町、知多郡武豊町
三重県	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、桑名郡木曽岬町、三重郡川越町、同郡朝日町、多気郡明和町、度会郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、同郡紀宝町
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、高石市、泉南市、阪南市、泉北郡忠岡町、泉南郡田尻町、同郡岬町、豊中市、和泉市
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、加古川 市、赤穂市、高砂市、南あわじ市、淡路市、たつの市、加古郡播磨町
和歌山   県	和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、有田郡湯浅町、同郡広川町、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、同郡日高川町、西牟婁郡白浜町、同郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町、同郡串本町
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市、浅口郡里庄町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市 市、江田島市、安芸郡海田町、同郡坂町、同郡府中町
山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、同郡田布施町、同郡平生町
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、海部郡牟岐町、同郡美波町、同郡海陽   町、板野郡松茂町、同郡北島町、同郡藍住町
香川県	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、小豆郡 土庄町、同郡小豆島町、香川郡直島町、綾歌郡宇多津町、仲多度郡多度津町
愛媛県	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、越智郡上島町、伊予郡松前町、西宇和郡伊方町、南宇和郡愛南町
高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡芸西村、高岡郡中土佐町、同郡四万十町、幡多郡大月町、同郡黒潮町
福岡県	北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同郡築上町
熊本県	宇城市、天草市、天草郡苓北町

大分県	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、		
	宇佐市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町		
宮崎県	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡		
	川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町		
鹿児島	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内		
県	市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州		
	市、姶良市、三島村、十島村、出水郡長島町、曽於郡大崎町、肝属郡東串良		
	町、同郡錦江町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子		
	町、同郡屋久島町、大島郡大和村、同郡宇検村、同郡瀬戸内町、同郡龍郷町、		
	同郡喜界町、同郡徳之島町、同郡天城町、同郡伊仙町、同郡和泊町、同郡知		
	名町、同郡与論町		
沖縄県	名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、同		
	郡東村、島尻郡与那原町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡南大東村、同		
	郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡八重瀬町、宮古郡多良間村		
備考 この表に掲げる区域の全てが水深30cm以上になるものではないことに留意する			
こと。	こと。		

#### 南海トラフ地震防災規程作成例(バス)

#### 南海トラフ地震防災規程

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条の 規定により南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項等に ついて定めることにより、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とす る。

第2章 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項

(防災体制の確立)

- 第2条 南海トラフ地震が発生した場合には、速やかに本社及び営業所に対策本部を設置する ものとする。その場合の組織、命令系統等は別紙1のとおりとする。
- 2 職務分掌
  - (1) 地震対策本部長 本部長は津波警報発令と同時に対策本部を組織するとともに、これ統括する。
  - (2) 副本部長 副本部長は本部長を補佐し、本部長不在又は事故ある場合はその職務を代行するもの とする。
  - (3) 渉外部及び渉外係 旅客及びその家族に対する対応
  - (4)情報連絡部及び情報連絡係
    - (イ)社内外の情報収集及び伝達
    - (口)情報の記録
    - (ハ) 関係官庁及び報道機関への状況の報告
  - (5)調査部

発災後における被災状況の調査

- (6)輸送部及び輸送係
  - ① 乗合班
  - (イ)運行車両の把握
  - (ロ)乗務員への指示、連絡
  - (ハ) 格納車両の安全確保
  - ② 貸切班
  - (イ) 運行車両の把握
  - (ロ)乗務員への指示、連絡

- (7)物資調達部
  - (イ)発災に備え諸物資の調達
  - (ロ)諸施設の緊急点検及び補修
- (8) 救護部及び救護係

救護責任者は各営業所長とし、発災後における被災者の救護

- (9) 復旧対策部及び復旧対策係 被害状況の把握と復旧対策
- (10)庶務部及び庶務係
  - (イ)要員の配置状況の把握
  - (ロ)要員確保に関する事項
  - (ハ)本部及び営業所内の指示連絡
  - (二)現金他重要書類の管理
  - (ホ)本部、営業所間の指示連絡
- 3 非常招集

本部長は別に定める緊急連絡網(別紙2)により地震対策本部要員に対し非常招集を行う。

#### (情報の収集・伝達)

- 第3条 本社、営業所相互間及び本社、営業所内部における情報の収集・伝達経路は、別紙3 のとおりとする。
- 2 運行中のバス、その他の車両に対する津波警報等の伝達経路及び方法についても、別紙3 のとおりとする。

特に運行中の車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。貸切車の乗務員についても同様とする。

情報の収集、伝達方式については、ラジオ、テレビ、電話無線(アマチュア無線を含む。)、口頭伝達、掲示等によるものとする。

#### (避難対策)

- 第4条 津波警報等が発表されたとき又は津波警報が発表される前であっても大きな揺れを感じたときは、避難対象地区にある施設等に勤務する職員、作業員その他施設に出入りする者の的確な避難を行うため、避難場所、避難経路、その他津波からの円滑な避難確保のため必要な対策を定めておくものとする。
- 2 避難場所において津波の状況や被災情報等を入手できるよう、テレビ、ラジオ等の情報受信端末の整備を図るとともに、避難場所までの安全な避難経路及び所要時間等を予め調査しておくこと。

#### (運行等に関する措置)

- 第5条 走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、交通規制が実施される区間がある場合においては、運行の停止その他運行上の措置を講ずるとともに、 旅客に対し避難場所の教示を行うものとする。
- 2 運行の停止にあたっては、十分な車両の安全措置を行ったうえ、駐車措置(参考1)を講じ、 旅客の避難状況等について可能な限り営業所(支部)へ報告するものとする。

(ターミナル及び停留所等の滞留旅客に対する措置)

第6条 滞留旅客に対しては、津波警報等の内容、最寄りの避難場所及び運行上の措置をとった旨等の案内を掲示、放送等により周知を実施する。

#### 第3章 南海トラフ地震に係る防災訓練

(防災訓練)

- 第7条 南海トラフ地震を想定した防災訓練を年1回以上実施することとする。また、関係地方 公共団体等が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努めることとする。
- 2 防災訓練の計画は、その都度定めるものとするが、次の事項に重点をおいて実施するものとする。
  - (1) 津波警報等の収集、伝達
  - (2) 従業員、旅客等の避難に関する事項
  - (3) 旅客に対する広報
  - (4) 防災施設、資機材等の点検

#### 第4章 地震防災上必要な教育及び広報

(職員に対する教育)

第8条 職員に対する教育については、次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(広報)

第9条 津波警報等が発表された場合等における旅客への広報については、最寄りの避難場 所及び運行上の措置を取った旨等の案内を掲示、放送等により広報するものとし、その内容 について、事前に定型文(参考2)を定めておくものとする。

#### 参考資料

#### (参考1)

#### 「駐車措置」(第5条)

停止させた車両の扉を全て(前扉、中扉及び後扉)解放し、乗客がいつでも避難できるような状態にしておく。

この場合、エンジンは止め、エンジンキーは付けたままにし、自動両替機のキー(路線バスのみ)を抜き、サイドブレーキをかけ、歯止めを所定の位置に配置するものとする。

#### (参考2)

#### 「定型文」(第9条)

1. バス車内及び停留所用

南海トラフ地震に関する津波警報等が発令された場合には、バスの運行は全線その場で 運行中止といたしますので、ご了承下さい。

2. ターミナル用

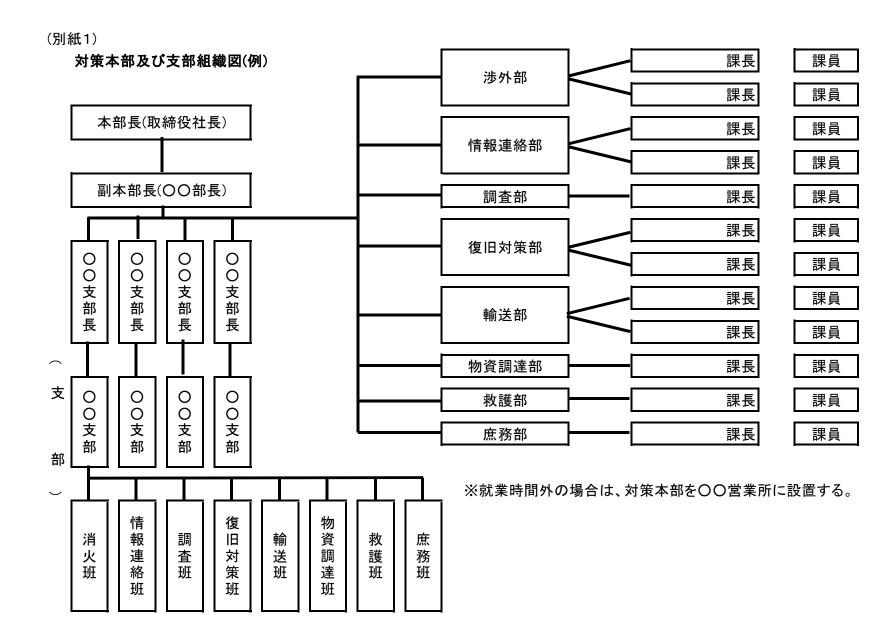
南海トラフ地震に関する津波警報等が発令された場合には、バスの運行は全線その場で 運行中止といたしますので、ご了承下さい。

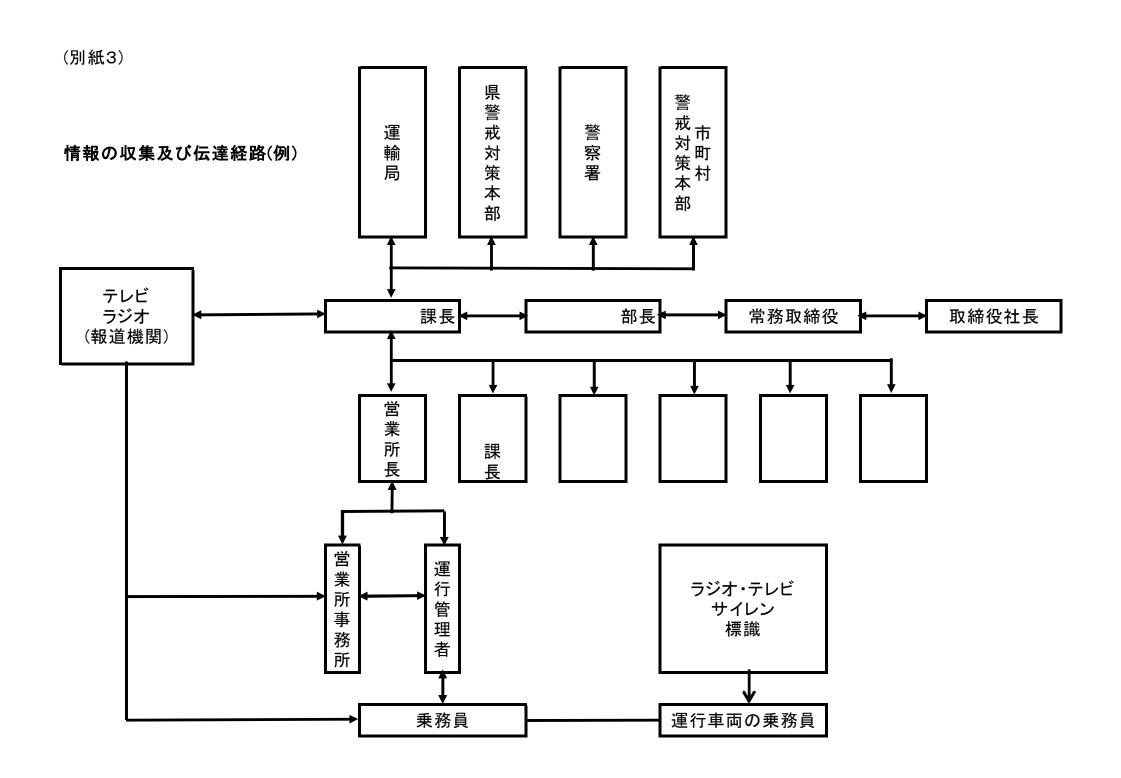
なお、このターミナルの避難場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。

## 運行管理規程(抄)

(南海トラフ地震に係る措置)

第〇〇条 南海トラフ地震にかかる措置については、別に定める南海トラフ地震防災規程により措置するものとする。





# 南海トラフ地震 関係都府県 連絡先一覧

団体名	課室名	電話番号
茨城県	防災·危機管理課	029-301-2885
千葉県	防災政策課	043-223-2163
東京都	総合防災部防災管理課	03-5388-2486
神奈川県	安全防災部災害対策課計画グループ	045-210-1111(内線3428)
山梨県	防災危機管理課	055-223-1429
長野県	危機管理防災課	026-235-7184
岐阜県	防災課	058-272-1111(内線2746,2747)
静岡県	危機政策課	054-221-3596
愛知県	防災危機管理課	052-954-6191
三重県	防災企画·地域支援課	059-224-2184
滋賀県	防災危機管理室	077-528-3432
京都府	防災•原子力安全課	075-414-5612
大阪府	危機管理室防災企画課	06-6944-2123
兵庫県	防災計画課	078-341-7711(内線3136)
奈良県	防災統括室	0742-27-8425(内線2274)
和歌山県	総合防災課	073-441-2262
岡山県	危機管理課	086-226-7293
広島県	危機管理監危機管理課	082-513-2784
山口県	防災危機管理課	083-933-2367(内線5623)
徳島県	南海地震防災課 とくしまゼロ作戦推進室	088-621-2298
香川県	危機管理総局危機管理課	087-832-3241
愛媛県	危機管理課	089-912-2317
高知県	南海トラフ地震対策課	088-823-9386
福岡県	防災危機管理局防災企画課	092-643-3112
熊本県	知事公室 危機管理防災課 防災対策 班	096-333-2115
大分県	防災危機管理課	097-506-3067
宮崎県	危機管理課	0985-26-7949
鹿児島県	危機管理防災課	099-286-2111(内線2258)
沖縄県	知事公室防災危機管理課	098-866-2143